

『サクッとわかる貿易実務【第2版】』法改正レジュメ

(2011年9月19日 第2版第1刷発行)

弊社の書籍をご利用いただき、有難うございます。
 上記書籍におきまして、関連法規が改正されたことに伴い、訂正の必要が発生しました。
 お手数をおかけして申し訳ございませんが訂正の上、ご利用下さい。

改正点	ページ	訂正箇所	【第2版】の表記	法改正に対応した表記	備考
●輸出貿易管理令 別表第1 16項(キャッチオール規制)に係るホワイト国についてキャッチオール規制に係るホワイト国に、ブルガリアが追加され27カ国となった。	103	【超重要】 一番下の行	指定26カ国(ホワイト国と呼ばれる)以外への輸出が対象	指定27カ国(ホワイト国と呼ばれる)以外への輸出が対象	2012.10.10
●輸出貿易管理令 別表第2に係る輸出の承認を要する品目について「魚粉及び魚かす」が、承認を要する品目から外れた。	104	【超重要】 4行目	魚粉及び魚かす	削除(テキスト掲載のもの以外にも承認を要する様々な品目があります)	2012.10.10
●輸出申告および輸入申告に際しての送り状(Invoice)の提出について送り状(Invoice、関税法では「仕入書」と呼ぶ)は、輸出入申告の際に必ず提出しなければならない書類だったが、法改正により、「税関が、輸出／輸入の許可の判断のため必要と判断したときのみ」提出が求められるものとなった。ただし、作成(輸出者)や、船積書類として入手(輸入者)することが不要になったというわけではなく、税関より提出が求められたときには出せるように、作成・入手・保存が必要となる。	148	■輸出通関書類を用意する 下から3～4行目	輸出通関で提出しなければならない書類でもあります。	輸出通関の際に税関より提出が求められる可能性がある書類でもあります。	2012.10.10
	149	【超重要】 3行目	★印のものは必須記載事項。	★印のものは関税法基本通達で「一般に記載されているもの」と挙げられている事項。	2012.10.10
	151	【要点】 3行目	Invoiceには輸出通関用の必須記載事項がある。	Invoiceは税関に提出が求められなかった場合でも、作成・保存しておく必要がある。	2012.10.10
	210	【超重要】 タイトル	輸入通関に必要な書類	輸入通関に必要な書類(税関より提出を求められた場合に提出する)	2012.10.10
●輸出通関における「コンテナ扱い」について本制度については、廃止となった。(輸出通関におけるもののみ廃止。輸入通関におけるものは存続)	266～267	■コンテナ扱い	■コンテナ扱い 輸出通関の原則では、～一定の要件に当てはまる必要があります。 【要点】 輸出期間を効率化する方法 ・コンテナ扱いの～一定の要件がある。	すべて削除	2012.10.10
	272	■コンテナ扱い	コンテナ扱いの承認を受ける要件は、輸出の場合と同じです。	(p266～p267、輸出の項で削除のため追記) コンテナ扱いの承認を受けるには、「コンテナ扱い申請書」を提出します(1年以内の輸入について包括承認を受けることもできます)。ただし、過去3年間に輸入に関して不行跡がないことや、混載貨物でないことなど、一定の要件に当てはまる必要があります。	2012.10.10
●経済連携協定(EPA)の締結国について2012年10月現在の締結状況は下の通り。	298	自由貿易協定(FTA) 経済連携協定(EPA)	EPA: 締結済—シンガポール、メキシコ、マレーシア、フィリピン、チリ、タイ、ブルネイ、インドネシア、ASEAN包括、ベトナム、スイス、インド 交渉中—韓国、オーストラリア、ペルー 交渉準備・検討中—モンゴル、EU、カナダ、TPP(環太平洋戦略的経済連携協定)、ASEAN+6	EPA: 締結済—シンガポール、メキシコ、マレーシア、フィリピン、チリ、タイ、ブルネイ、インドネシア、ASEAN包括、ベトナム、スイス、インド、ペルー 交渉中—韓国、オーストラリア、モンゴル 交渉準備・検討中—日中韓、EU、カナダ、TPP(環太平洋戦略的経済連携協定)、コロンビア、トルコ、RCEP(東アジア地域包括的経済連携)	2012.10.10